産業廃棄物処理施設の構造に関する基準

(平成5年11月16日 市長決定) (平成7年11月10日 改 正) (平成11年11月11日 改 正) (平成14年12月20日 改 正)

(平成14年12月20日 改 正) (平成26年4月1日 改 正)

(令和6年1月17日 改 正)

第 1 趣旨

この基準は、神戸市産業廃棄物処理施設指導要綱(以下「指導要綱」という。)第 10 条の規定により、産業廃棄物処理施設の構造に関し必要な事項を定める。なお、本基準に定めのない事項については、法第 15 条の 2 (規則で定める産業廃棄物処理施設の技術上の基準及び一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号)) に基づくこと。

第2 定義

この基準における用語の意義は、指導要綱第2条に定めるところによる。

第3 産業廃棄物処理施設の共通基準

産業廃棄物処理施設の構造に関する共通の基準は、次のとおりとする。

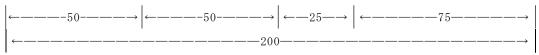
(1) 囲い等

産業廃棄物処理施設に係る土地の周囲には、必要に応じてみだりに人が当該処理施設に立入るのを防止することができる囲い及び出入口には、施錠できる門扉を設けること。

(2) 表示等

門扉付近の見やすい箇所に,下図により産業廃棄物処理施設であることを表示する立札 その他の設備を設けること。

産業廃棄物処理施設の種類	(25	
設 置 者 名	○○○○株式会社 許可番号第○○○○○○○○号	2	25	
産業廃棄物の種類		2	25	
許 可 の 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	2	25	
管 理 者 名	連絡先	2	25	



立札等の図

- (注) 1 寸法の単位は cm とする。
 - 2 材質は耐久性のあるもので、強度が十分にあるものとする。
 - 3 下地を白地、文字を黒色とすること。
 - 4 産業廃棄物処理施設の種類は、積替え・保管施設、中間処理施設又は最終処分の別を記入すること。中間処理施設にあっては、()内に処理方式を記入すること。
 - 5 許可番号については、営業用処理施設にあっては処理業の許可番号、自家用処理施設に あってはその旨及び施設設置の許可番号又は施設設置届の受理番号を記入すること。
 - 6 管理者名及び連絡先は、責任をもって対応しうる者の氏名、電話番号を記載すること。

(3) 緑地

産業廃棄物処理施設の設置にあたっては、できる限り敷地の緑化に努めるとともに、敷 地周縁に次の幅の緩衝緑地を設け、原則として植樹を行うこと。

- ア 最終処分場にあっては、原則として敷地境界から内側へ水平距離で5m以上。
- イ 中間処理施設にあっては、原則として敷地境界から内側へ水平距離で1m以上。
- ウ 積替え・保管施設にあっては、事務所等の周辺に植樹を計画するように努めること。

(4) 搬出入道路及び場内通路

ア 産業廃棄物処理施設の搬出入道路にあっては,事業計画に基づき搬出入車両にみあ う幅員及び構造とすること。なお,計画にあたっては,既存の交通の質と量,並びに 自動車及び歩行者等の交通動態を調査し計画の幅員に反映すること。

- イ 場内通路は搬入車両の通行に支障がないよう十分な幅員を確保すること。
- ウ 場内通路は必要に応じてほこりのたたないよう,舗装等を施すこと。

(5) 消火設備

適切な消火設備を設けること。

(6) 洗車設備

運搬車両等に付着した泥等を洗い落とすことができる洗車設備を設けること。

(7) 駐車設備

車両の通行及び産業廃棄物の処理に支障が生じないよう,十分な広さの駐車設備を設けること。

(8) 管理事務所

産業廃棄物処理施設の敷地内に施設の維持管理及び搬入物の管理の事務等を行うのに 十分な広さの管理事務所を設置すること。

(9) 搬入管理設備

搬入管理設備は、搬入される産業廃棄物が許可品目及び受入基準に合致しているかどうかの検査及び数量の把握・記録等を行うことができるものでなければならない。

(10)使用重機等

周辺環境の保全を確保するため施設内で使用する重機等は,低騒音型のものを設置すること。

第4 最終処分場

最終処分場の構造に関する基準は「第3 産業廃棄物処理施設の共通基準」で定めるもののほか、次のとおりとする。

1 囲 い

敷地境界に高さ1.8m以上のネットフェンス等を設けること。

2 貯留構造物

埋め立てる産業廃棄物の流出を防止するため、擁壁、えん堤等を設置すること。

(1) 擁 壁

ア 擁壁の種類

擁壁の種類は原則として、石積(ブロック積)擁壁、もたれ式擁壁、重力式コンクリート擁壁、L型鉄筋コンクリート擁壁、逆工型鉄筋コンクリート擁壁、控え壁式鉄筋コンクリート擁壁及び特殊擁壁(棚式擁壁、箱型擁壁等)とし、H綱等杭により土留めを行う構造の壁の擁壁は禁止する。

イ 擁壁の高さ

擁壁の高さは下記表のとおりとし、最高でも 15m 以下とすること

形式	選定上の高さ	
石積(ブロック積)擁壁	H ≦ 3m	
もたれ式擁壁	$H = 3\sim 8m$	
重力式コンクリート擁壁	H ≦ 5m	
L型鉄筋コンクリート擁壁	H = 3∼8m	
逆T型鉄筋コンクリート擁壁	H = 3∼9m	
控え壁式鉄筋コンクリート擁壁	$H = 5\sim9m$	
特殊擁壁(棚式擁壁,箱型擁壁等)	地形に応じて最高15m	

※石積(ブロック積) 擁壁, もたれ式擁壁については, 安定型埋立処分場以外は使用 してはならない。

ウ 擁壁の安定

滑動,転倒,基礎地盤の支持力に対する安定については,宅地造成等規制法第8条の 基準に基づき計画すること。なお,基礎地盤の支持力に対する安全率は,常時 3.0 以 上,地震時 2.0 以上とすること。

工 排水設備

擁壁の上端及び下端にU字溝等の排水設備を設置すること。

- オ 水抜穴 (安定型埋立処分場に限る。)
- (ア)水抜穴は、内径 75mm 以上の塩ビ管その他これらに類する耐水性材料を用い、 $3m^2$ に1ヶ所以上設けること。
- (イ)水抜穴は、擁壁の下部や湧水等のある箇所に有効に設置すること。
- (ウ)水抜穴は、排水方向に2%程度の勾配をとること。

カ 透水層

- (ア)水抜穴の入り口には、水抜穴から流出しない程度の大きさの栗石等を置き、砂利、 背面土等が流出しないようにすること。
- (イ) 擁壁裏面(管理型埋立処分場にあっては、上層遮水工の裏面)の浸透水、湧水等の

排水を容易にするため、擁壁の裏面全面に 30~40cm の砂利等で透水層を設け、背面 を良質土で埋め戻すこと。

(ウ)管理型埋立処分場にあって,背面に廃棄物を埋立する場合は,透水層を設けてはならない。なお,この場合にあっては,従来の計算(土圧)に水圧を加算し擁壁の安定を検討しなければならない。

キ 伸縮目地

壁の伸縮目地は一般に、重力式擁壁などでは、10m以下に、片持ちばり式及び控え壁式擁壁等では15~20m間隔に設けるものとし、この面では鉄筋は切るものとする。ただし、管理型埋立処分地にあっては、伸縮目地部に止水ゴム又は遮水工を設けること。

- ク 擁壁が遮水工を兼ねる場合は、次の要件を備えていること。
- (ア)コンクリート擁壁を防水加工する等,不透水性の材料で築造又は被覆されていること。
- (イ)産業廃棄物及び産業廃棄物の保有水等による腐食を防止するための措置が講じられていること。

(2) えん堤

ア えん堤の種類

えん堤は,原則として均一型盛土堤,ゾーン型盛土堤及び表面遮水工型盛土堤とする。

イ 斜面勾配

えん堤の平均斜面勾配は、 $1:2 \sim 1:4$ の範囲内にあること。

ウ 天端幅

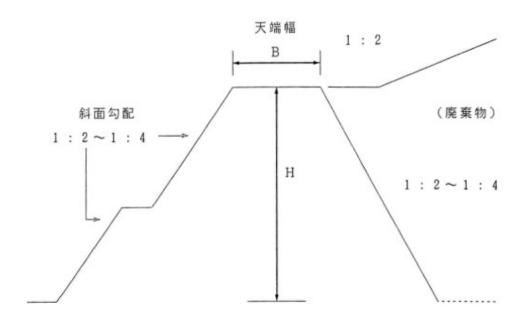
天端幅は以下の式により算定する。

B = 0.2 H + 2.0

B:天端幅 (m)

ただし, B ≧ 3.0m

H:堤高 (m)



工 小段

えん堤斜面には,必要に応じ小段を設けること。

オ えん堤及び基礎地盤の安定性の検討

原則として,臨界円による円形滑り面法により,滑り破壊の検討を行うこと。この場合,安全率(常時・地震時)は1.2以上とすること。(設計基準:農林水産省発行「土地改良事業計画設計基準設計ダム」)

3 盛土・切土

(1) 盛土

ア 法面の勾配

盛土法面の勾配は原則として1:2以下とする。

イ 法面の形態

- (ア)高さ 3m にあっては幅 1m 以上, 高さ 5m にあっては幅 2m 以上の小段を設けること。
- (イ)原則として小段の3段目ごとに5m以上の大段を設けること。
- (ウ)盛土高さが 10m 以上については、円弧すべり等の安定計算を行うこと。この場合、 安全率(常時)は1.2を標準とすること。
- (エ)法尻と擁壁の天端との間に必要な距離を確保すること。
- (オ)盛土高さは、原則として擁壁高さの3倍又は30m以下とすること。
- ウ 段切り

基礎地盤の勾配が 1:5 以上の斜面上に埋立を行うときは、必要に応じ、原地盤を高さ 50 cm以上、幅 1 m 以上の段切りをし、多少の勾配をとって水はけをよくすること。なお、安定型埋立処分場にあっては、埋立工程に併せて施工することができる。

エ 表面排水

小段及び大段の法尻及び盛土法面の最上部には、U字溝等の表面排水設備を設けること。

才 法面保護

法面造成後直ちに以下の措置を講じること。

- (ア)法枠等の構造物による法面保護工
- (イ)樹木の植栽工
- (ウ)種子吹付等植生工
- カ 地すべり防止工

傾斜地には地すべり防止工として、適当な位置に盛土高の 1/5 以上の高さのフトン 籠えん堤、コンクリートえん堤等を必要に応じて設置すること。

(2) 切土

ア 法面の勾配

- (ア)切土法面の勾配は、原則として水平面に対し、軟岩(風化の著しいものを除く。) の場合は60度以下、風化の著しい岩の場合は40度以下、砂利、真砂土、硬度粘土そ の他のこれらに類する場合は35度以下とすること。
- (イ)切土法面の勾配を(ア)で規定する勾配以上で行う場合は,地質調査で行った土質試験等の結果をもとに,円弧すべり等の安定計算を行うこと。この場合,安全率(常時)は1.2以上を標準とすること。

イ 法面の形態

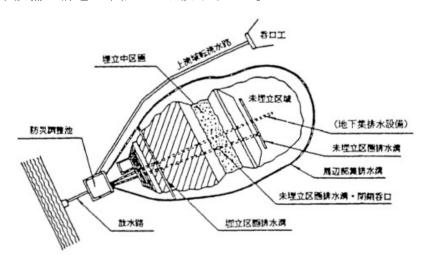
- (1)の盛土と同様とする。
- ウ 表面排水
 - (1)の盛土と同様とする。
- 工 法面保護
 - (1)の盛土と同様とする。

4 埋立地内部仕切設備

産業廃棄物の飛散・流出を防止し、埋立を効果的に行うため、必要に応じ埋立地内に仕切り設備を設けること。

5 雨水集排水設備

廃棄物埋立地以外の雨水は埋立地周辺に速やかに排水できる排水溝を設けること。設置する雨水集排水設備の構造は下記により設けること。



雨水集排水設備の概念図

(1) 周辺部集排水溝

ア 埋立地周辺からの雨水を集水し、埋立地内への流入防止を目的としたU字溝等の排水溝を設けること。

イ 排水溝の水路断面勾配は、地域条件に左右されるが、原則として $1\sim2\%$ 程度かつ その流速は $0.8\sim2.5$ m/s とすること。

(2) 埋立地表面集排水溝

ア 最終覆土を確実な転圧で行ったのち、埋立地の表流水を排水するU字溝等の排水溝を効果的に設置すること。

イ 法面の雨水について、排水溝の両肩が洗掘されないように、肩部をコンクリート等 で覆う等の対策を講じること。

ウ 小段排水溝に向かって5%程度の水切り勾配をつけること。

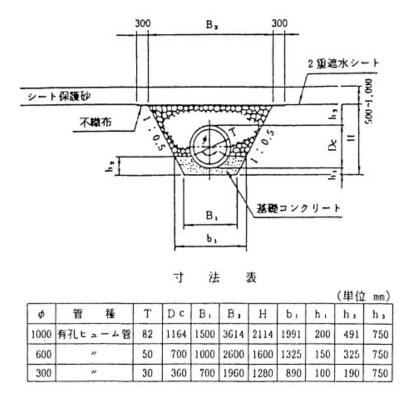
(3) 雨水集排水溝の設計

ア 雨水集排水溝の設計に係る計画流量の算定及び水路断面の決定については,「廃棄物最終処分場指針解説」又は「都市計画法第33条・宅地造成等規制法第8条」に基づ

き計画し、基準となる数値については「神戸市開発指導要綱」を参考にすること。 イ 原則として、開渠にあっては余裕高を 0.2H (H:水深)、暗渠にあっては流量の 2 倍を流下できる管径とすること。

6 地下集排水設備

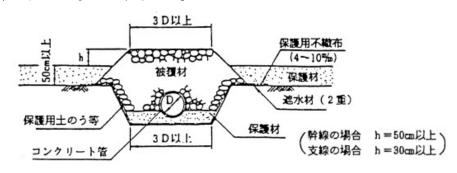
埋立地には、地下水や湧水及び浸出水(雨水及び湧水)を速やかに排除するため、地下 集排水設備(底部及び中間集排水管(埋め立てた産業廃棄物の中間覆土層上部の集排水管)、 法面集排水管、竪型集排水管)を設けること。



地下集排水設備の概念図

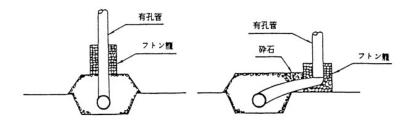
- (1) 地下集排水設備の構造は有孔管等を栗石及び砂利等の被覆(フィルター) 材で覆った暗渠排水設備とすること。
 - ア 集排水管の材料は有孔ヒューム管とすること。
 - イ 被覆材には粒径 50mm~150mm の栗石又は砕石を用い,空隙を砂等で充填しないこと。 被覆材の幅は管径の 3 倍以上とすること。
 - ウ 流速が変化する等の適切な場所に、会所等を設けること。
- (2) 底部集排水管及び中間集排水管は,埋立地の形状や埋立工法に応じて上下流方向に幹線を布設し,設置間隔は,概ね 20m を目安とすること。また,横断方向には支線を接続すること。
 - ア 管理型埋立処分場にあっては、地下水や湧水と浸出水の集排水管は別々に設置する こと。地下水や湧水の集排水管は下層遮水工の下部に設置すること。ただし、安定型 埋立処分場にあっては、浸出水集排水設備と兼用することができる。
 - イ 地下集排水設備の端末には水質検査用の集水桝を設けること。

- ウ 集排水管の内径は、幹線 300mm 以上、支線 150mm 以上とすること。なお、管理型 埋立処分場については、管径の 50%以下に計画流量が納まること。
- エ 底部,中間の集排水管については,下図を参考のこと。被覆材の積上げ高さは,埋立地底部から 50cm 以上とすること。



底部の集排水管の例

- オ 浸出水排水管の設計に係る計画流量の算定及び断面の決定については,「廃棄物最 終処分場指針解説」を参考にすること。
- カ 浸出水調整用の調整バルブを設ける場合は、水圧及び廃棄物の内部摩擦の低下を考慮した擁壁、えん堤等の計算(円弧すべり計算等)を行うこと。
- (3) 法面集排水管や竪型集排水管の配置間隔は、概ね 50m を目安とし、1 ha あたり 2 本以上とすること。
 - ア 底部の集排水管については、前図(底部の集排水管の例)を参考のこと。被覆材の 積上げ高さは、遮水工上部から50cm以上とすること。
 - イ 竪型集排水管の構造については、次図を参考のこと。管は自立できるようフトン籠等により根元を固定し、被覆材を管の回りに巻いて立ち上げていくこと。なお、埋立の進行に応じて管を継ぎ足していくことを原則とし、最初の高さは概ね 5m とすること。



竪型集排水管の例

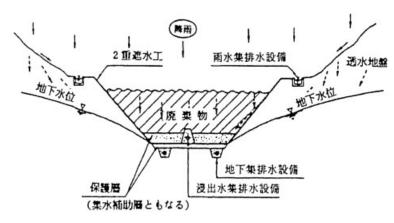
7 遮水工

管理型埋立処分場にあっては,「共同命令」及び以下の事項を遵守し計画すること。

- (1) シート工法で行う場合は、次のことに留意して施工すること。
 - ア 草木はすべて伐採・除根し、角礫、突起物を除去して締固めを十分に行い、平滑に 仕上げること。また、岩盤や大きな礫の露出下地の凹凸保護等に対しては、状況に応 じ養生シート(ナイロン帆布、不織布等)の敷込みを行うこと。
 - イ 産業廃棄物や浸出水の圧力により地盤が不等沈下し、局部的に大きなひずみを生ず

るおそれのある場合や,作業機械等の局部的な大きい荷重によりシートの下地が破損 するおそれのある場合には,置換工等による地盤改良,地盤の締固め等の措置を講じ ること。

- ウ 法面遮水工において,締め固めが十分に行えない場合には,ソイルセメント処理(土 とセメント等との混合固結化処理)を行うこと。
- エ シートが移動しないように端部をアンカーボルト又は端部埋戻し等により固定するとともに、接合部は応力の集中箇所を避けること。
- オ 接合面の重ね合わせについては、構造物取合固定接着幅は 300mm 以上、シート重ね接着面は 200mm 以上とし、補強テープの幅は 150mm 以上とする。
- カ 産業廃棄物による破損を防止するため、良質土でシート上部に 50cm 以上(法面にあっては、埋立状況に応じて常に廃棄物の上面より 3m 以上の高さを確保するように施工することができる。)又は、不織布等で 2cm 以上の保護層を設けること。



遮水工の概念図

8 浸出水処理設備

管理型埋立処分場にあっては、放流先の公共用水域等の汚染を防止するため、地下集排水施設によって集められた浸出水を処理する浸出水処理設備を設けること。浸出水処理設備には、放流水のpH及びCODを連続測定し、記録できる機器(pH計及びUV計)を設置すること。

(1) 浸出水の処理方法

浸出水の処理は、放流水質を確保するために必要となる処理方法並びに除去対象物質及 び除去の程度によって決まるが、基本的には下図のような処理フローとすること。

(2) 計画流入水質

計画流入水質は原則として、埋立廃棄物が類似している他の処分場の水質を調査し、その処分場と自己の処分場の埋立構造、埋立作業、集水面積の違いを考慮した上で決定すること。



浸出水の処理フロー

(3) 放流水質

放流水質が、別表第1に定める基準に適合するような設備とすること。

(4) 計画流入水量

W = Q + S

浸出水処理設備の能力が、計画流入水量以上のものを設置すること。なお、埋立中、雨水が浸出水排水管に浸透する場合は、雨水流入量を加えた水量を計画流入水量とすること。 原則として、次式を用いて算出すること。

W:計画流入水量 (m³/日)

S:雨水流入量(m³/日)

Q:浸出水量 (m³/日)

I:最大月間降雨量の日換算値(7.0mm/日)

C:浸出係数(埋立中:0.6,埋立済:0.4)

A:埋立面積 (m²)

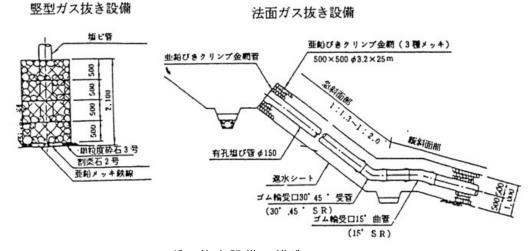
 $Q = \frac{1}{1,000} \quad C \cdot I \cdot A$

(5) 浸出水調整設備

原則として、計画流入水量の5倍以上とし、緊急の場合の超過分は調整バルブを設置し、埋立地内で貯留すること。また、浸出水処理設備が浸出水調整設備より上部にある場合は、汲み上げポンプを非常時に備え2系統以上設置すること。

9 発生ガス通気設備

管理型埋立処分場にあっては,発生ガスによる火災や周辺立木の枯死等を防止するため,通気装置(ガス抜き設備)を設けて埋立地から発生するガス(メタン,アンモニア,硫化水素,硫化メチル,メルカプタン等)を排除し,必要に応じ発生ガスの処理を行うこと。



ガス抜き設備の構造

(1) 地下集排水設備との兼用

ガス抜き設備は、竪型集排水管及び法面集排水管と兼用することができる。

(2) ガス抜き設備の構造

ア 法面ガス抜き設備では,原則として蛇籠と有孔ヒューム管を組み合わせたものとし, 蛇籠の径は概ね 500mm 程度とする。

イ 竪型ガス抜き設備の場合は、有孔ヒューム管を埋立の進捗に応じて接続していく方

式等を用い、管径は概ね150mm以上とする。

(3) ガス抜き設備の配置

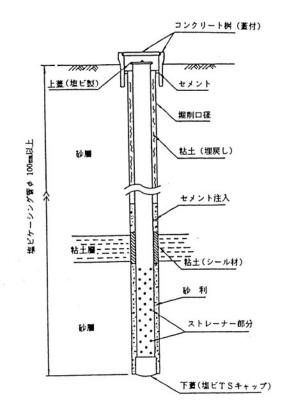
ガス抜き設備の間隔は、埋立の深さが $10\sim20$ m 程度では 50m 程度とし、1 ha あたり 2 本以上とすること。

10 モニタリング設備

発生ガス(管理型処分場に限る)及び地下水のモニタリング設備を設置しなければならない。

- (1) 発生ガスモニタリング設備の構造 竪型浸出水集排水設備又はガス抜き設備を利用することができる。
- (2) 発生ガスモニタリング設備の位置及び本数 埋立地の状況を適切に把握できる位置に1 ha あたり2 本以上設けること。
- (3) 地下水モニタリング設備の構造

管径は 100mm 以上とし、第 1 帯水層部にストレーナを設けること。設計にあたっては、 次図を参考にすること。なお、土質調査用のボーリング孔を利用することができる。



地下水モニタリング設備の例

(4) 地下水のモニタリング設備の位置及び本数

汚染物質が地下水に拡散する以前にその漏出を検査するため以下の場所に 2 か所以上 設置すること。

ア 地下水の流向に沿って埋立地の上流側及び直下流に1か所以上設けること。

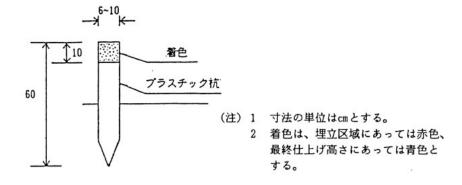
イ 汚染物質の拡散によって最も早く影響が出る可能性の高い下流の既設井戸を対象 とするか、若しくはその周辺に井戸を新設するかして1か所以上設置すること。

11 基準点

- (1) 基準点の設定は、沈下等変位のない構造及び位置であること。
- (2) 埋立地周辺に、基準点を2か所以上設置し、埋立地の築造、廃棄物の埋立高さ、覆土の高さ等が常に判別できるようにすること。

12 埋立区域及び最終仕上げ高さ

(1) 埋立区域及び最終仕上げ高さは、次図の区域杭を設置し区域を明確にすること。ただし、雨水集排水設備(周辺部集排水溝)を同位置に設置するときは、省略することができる。



埋立区域杭及び最終仕上げ高さ杭の例

(2) 埋立区域杭及び最終仕上げ高さ杭は、原則として 20m 毎に 1 か所とし、すべての変化 点に設置すること。

13 防災調整池 (洪水調整池)

防災調整池の構造及び容量は、森林法に基づく基準及び兵庫県「調整池指導要領及び技術基準」に基づき設置すること。

第5 中間処理施設及び積替え・保管施設

中間処理施設及び積替え・保管施設の構造に関する基準は、「第3 産業廃棄物処理施設の共通基準」で定めるもののほか、次のとおりとする。

1 中間処理施設及び積替え・保管施設の共通基準

(1) 囲い等

高さ 1.8m 以上の万能鋼板以上の材質もしくはコンクリート塀を原則として敷地境界に 設けること。

(2) 構造耐力

建築基準法等において定めた設計基準に準じて設計し、自重、積載荷重その他の荷重、 地震力及び温度応力に対して、構造耐力上安全であること。

(3) 処理能力

ア 施設の処理能力は、計画処理能力を満たすものであること。

イ 中間処理施設にあっては、実稼働時間が8時間に達しない場合は、稼働時間を8時間とした場合の定格標準能力とする(公称能力の1時間値×8)。実稼働時間が8時間以上の場合は、実稼働時間の定格標準能力とする。

(4) 腐食の防止

産業廃棄物及びその処理に伴い生ずる排ガス,排水及び施設において使用する薬剤等による腐食を防止するため、耐酸性、耐アルカリ性、耐熱性などの材料を用い必要な措置を講じること。

(5) 飛散,流出及び悪臭の防止

ア 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止できる構造とすること又は必要な設備を設けること。

- イ 中間処理施設の本体は建屋内に設置すること。
- ウ 敷地の周囲に雨水排水溝を設置し、その末端に油水分離槽を設置すること。
- エ 廃油,廃酸,廃アルカリ及び高含水汚泥を取扱う施設にあっては,事故時における 受入設備その他の設備からの廃油等の流出を防止するために必要な流出防止堤その 他の設備を設けること。

(6) 粉じんの防止

産業廃棄物の積替え、破砕、粉砕等により粉じんの発生するおそれのある場合には、粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置等の粉じん防止設備を設けること。

(7) 騒音及び振動の防止

著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なうおそれのある場合には, 遮音壁, 防振設備等を設けること。

(8) 地盤面等の被覆及び地下水モニタリング設備

廃油,廃酸,廃アルカリ,高含水汚泥又は有害物質を含む産業廃棄物を取り扱う施設にあっては,産業廃棄物の地下浸透を防止するため,施設が設置される床又は地盤面は,産業廃棄物の性状により,不透水性の材料又は廃油が浸透しない材料で築造され,又は被覆されていること。なお,貯留設備,反応槽は6面点検を行える構造であること。また,必要に応じ地下水モニタリング設備を1か所以上設けること。

(9) 排水処理設備

中間処理工程から発生する汚水を公共下水道を経ずに公共用水域へ放流する場合は,そ の水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備を設け ること。

(10) 排ガス処理設備

中間処理施設から発生する排ガス等により生活環境の保全上支障が生じないよう有害ガス除去設備等を設けること。

(11) 空地の確保

作業に支障がないよう必要な空地を確保すること。

(12) 保管設備

ア 中間処理施設に係る産業廃棄物の保管設備及び処理された産業廃棄物の保管設備 は、必要な保管能力を有すること。

- イ 積替え・保管施設においては、適正に処理できる保管場所を設けること。
- ウ 保管設備の構造は、第5の1及び3で定める積替え・保管施設に準じた設備である こと。
- (13) その他の処理施設
 - (1) \sim (12) に準じて環境局長が指示する設備を設けること。

2 中間処理施設の個別基準

- (1) 燒却施設
 - ア 排ガス処理設備は、別表5に定める基準に適合する処理設備を設けること。
 - イ 煙突は、排ガス測定口を設けるとともに、周辺環境に影響を及ぼさないよう必要な 高さを有すること。
 - ウ 焼却前の廃棄物保管ピットは、必要に応じ屋内構造とし、ピット内空気は燃焼室に 供給又は脱臭装置を設ける等により臭気が外部にもれないようにすること。
 - エ 必要に応じ、非常用発電設備を設けること。
 - オ 可能な限り、減白煙対策を講じること。
 - カ 感染性廃棄物を処理する場合には、容器ごと直接投入できる装置を設けること。
- (2) 廃酸又は廃アルカリの中和施設
 - ア pH調整槽内のpHを管理するためのpH計及び自動記録計を設けること。
 - イ 受入れ産業廃棄物の性状等の試験を行う機器を備えた試験室を設けること。
 - ウ 中和反応に伴い発生するガスにより周辺の生活環境に影響を及ぼすおそれがある場合は、ガス吸収装置等を設けること。
- (3) 有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設
 - ア 施設から発生する排水は、循環利用し外部へ排出しない構造であること。
 - イ 受入れ産業廃棄物及び処理後の産業廃棄物の試験を行う機器を備えた試験室を設けること。
- (4) 汚泥, 廃酸, 廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設
 - ア 反応槽には、 p H 計, O R P 計, C N 計及びその自動記録計を備えること。
 - イ 受入れ産業廃棄物及び処理後の産業廃棄物の試験を行う機器を備えた試験室を設けること。
- (5) 破砕施設
 - ア 施設構造物及び工作物は強固な基礎に固定すること。
 - イ 破砕施設は防音及び防塵構造とすること。
 - ウ がれき類の破砕施設にあっては、「神戸市建設廃材再生材使用基準」(平成4年8月 制定)に準じて設置すること。

3 積み替え・保管施設の個別基準

- (1) 飛散,流出及び悪臭の防止
 - ア 管理型産業廃棄物,廃プラスチック類又はゴムくずに係る施設は,建築物による屋 内構造とすること。
 - イ 廃油, 廃酸, 廃アルカリ又は高含水汚泥を対象とする場合にあっては, 同建屋内で

密閉できる保管容器(ドラム缶等)を設けること(廃油,廃酸,廃アルカリ又は高含水汚泥を密閉式貯留槽で保管する場合を除く。)。

ウ 安定型産業廃棄物 (廃プラスチック類及びゴムくずを除く。) を対象とする場合に あっては、原則として高さ 4m 以下で、かつコンクリート三方囲い以上の材質の施設 を設けること。

(2) 仕切設備

複数の産業廃棄物を対象とする場合にあっては、産業廃棄物の種類ごとに保管できるよう仕切設備を設けること。